

特別養護老人ホーム稲毛こひつじ園介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1条 (運営目的)

社会福祉法人初徳会が開設する特別養護老人ホーム稲毛こひつじ園（以下、「事業所」という）が行う介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者（以下「職員」という）が、介護予防短期入所生活介護の利用者に対し、介護予防サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話等、適正な介護予防サービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営方針)

- 1 事業所は、利用者一人一人の意思および人格を尊重し、介護予防サービス計画に基づき、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。
- 2 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、介護予防短期入所生活介護の提供開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 : 特別養護老人ホーム稲毛こひつじ園
所在地 : 千葉県稲毛区萩台町380-2

第4条 (職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は以下のとおりとする。

(1) 管理者 常勤 1名

(併設する特別養護老人ホーム（以下「本体施設」と言う。）と兼務)

事業所の職員の管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 嘱託医（月2日以上） 1名

(本体施設と兼務)

利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 常勤 2名以上

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 介護職員 常勤換算方法 50名以上

(本体施設と兼務)

各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むこと

を支援し、利用者の心身の状況等に応じて適切な技術を持って、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。

- (5) 看護職員 常勤換算方法 3名以上（うち常勤 1名以上）
（本体施設と兼務）

利用者の健康状態を把握し、医師の指示に従い看護を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上
（本体施設と兼務）

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 栄養士 1名以上
（本体施設と兼務）

栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事の管理及び栄養指導を行う。

- (8) 事務職員 1名以上
（本体施設と兼務）

事業所に必要な庶務及び経理事務を行う。

- (9) 運転員 1名以上
（本体施設と兼務）

利用者の入退所時の送迎等を行う。

第5条 （利用定員）

事業所の利用定員は29名とする。

ユニット数 : 3ユニット

1ユニットの利用定員 : 1ユニット（9名） 2ユニット（10名）

第6条 （サービスの内容）

事業所のサービスの内容は以下のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 日常生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) レクリエーション、行事等のサービスの提供

第7条 （利用料等）

- 1 事業所を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときには、その負担割合の額とする。

2 前項のほか、次に掲げる料金の支払いを受ける。(詳細別表)

(1) 滞在費及び食費

滞在費及び食費の減免制度を利用する場合、介護保険標準負担額減額認定証を利用者が事業所に対して提示した日より減免することとする。

(2) 入退所送迎費用(厚生労働大臣が定める場合を除く)。その他送迎区域外の入退所送迎は、別表の料金表による。

(3) 理美容代

(4) テレビレンタル代

(5) 前各号に掲げるものの他、事業所において提供される便宜のうち、日常生活において係る費用であって施設が負担することが適当と認められるもの以外で、利用者個人が特別に希望して購入したものについて係る費用

第8条 (通常の送迎の実施地域)

通常の送迎の実施地域は千葉市内とする。

第9条 (入所)

- 1 利用申込は原則として本人が契約している介護支援専門員を通じての申込受付とする。
- 2 利用申込は、契約期間に関わらず、利用開始予定日を含む月の2ヶ月前から行う。
- 3 利用申込後、利用開始予定日の前日13時までに事業所に通知することにより、利用者は料金を負担することなく契約を解除することができるものとする。前日13時までに事業所に通知することなく利用取消しを申し出た場合は、事業所は利用者に対して利用料金表に定める金額を請求できるものとする。
- 4 事業所は、利用申込者の入所に際し、主治医の診断書等により利用者の健康状態を把握し、当施設での生活が可能か健康状態であるかどうかを確認する。

第10条 (退所)

- 1 利用者が利用期間中に医療機関等に入院した場合、介護予防短期入所生活介護はその時点で終了とする。
- 2 利用者、保証人及び連帯保証人が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金を滞納した場合には、事業所は10日以内の期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに利用者負担金を支払わないときに限り文書により利用契約を解除することができるものとする。
- 3 利用者は事業所に申し出ることにより利用期間中でも退所することができるものとする。この場合の利用料金は実際の退所までの日数を基準に計算する。また、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、利用者は直ちにこの契約を解除することができるものとする。
- 4 事業所は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを終了することができるものとする。

- 5 事業所は、利用者の著しい不信行為により利用の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により契約を解除することができるものとする。
- 6 利用者が要介護認定の更新で要支援1～2に認定されなかった場合、または利用者がほかの介護保険施設に入所した場合、利用者が死亡した場合はこの契約は終了とする。

第11条（サービスの利用にあたっての留意事項）

介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規定の概要、介護予防短期入所生活介護の職員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

第12条（緊急時の対応方法）

職員は利用者に緊急事態が生じたときは、ただちに施設長に報告し、ご家族に連絡をするとともに24時間連絡体制を確保している協力医療機関に連絡をし、病院や診療所等との連携により、健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講じる。

第13条（非常災害対策）

非常災害に適切に対応するために別に定める防災管理規程に基づき災害防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

第14条（身体拘束について）

- 1 認知症等により、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り身体拘束を行う場合がある。その際は利用者及び家族に説明をし、同意を得た上で行うこととする。
- 2 やむを得ず身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名、その他必要な事項について記録として残すこととする。

第15条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 1 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市町村に通報するものとする。

第16条（記録・情報の取り扱いについて）

- 1 事業所は、サービスの提供に関する記録を作成し、利用契約終了後2年間保管する。
- 2 事業所は、サービスの提供に関する記録を作成した後2年間これを保存し、利用者の求めに応じて必要な範囲内の閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付する。
- 3 事業所は、利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとする。

第17条（その他運営についての留意事項）

- 1 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう適正な勤務体制を整備するとともに、職員の資質の向上を図るための研修の機会をもうけるものとする。
 - (1) 職員全体に対する研修 年1回以上
 - (2) 看取り、身体拘束廃止等に関する研修 年2回以上
- 2 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、これらの秘密を保持すべき旨を雇用時の契約内容とする。
- 4 施設利用中の販売勧誘、宗教活動は禁止とする。

第18条（規程の補足）

この規定に定める事項のほか運営に関する必要な事項については、施設長が社会福祉法人初穂会と協議し定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月20日から施行する。

この規程は、平成30年10月4日から施行する。

この規程は、平成30年12月13日～施行する。

この規程は、令和6年1月7日～施行する。

この規程は、令和8年1月19日～施行する。

(別表) 第7条2項に掲げた料金の詳細

介護保険適用外部分 (1日あたり/負担限度額別)

	食 費	滞在費
第1段階	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 300円	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 880円
第2段階	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 600円	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 880円
第3段階①	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 1,000円	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 1,370円
第3段階②	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 1,300円	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 1,370円
第4段階以上	1,600円 (朝500円・昼600円・夜500円)	2,500円

第1段階：老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護受給者等

第2段階：世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方

第3段階①：世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円越120万円以下の方

第3段階②：世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方

第4段階以上：本人は市町村民税非課税だが、世帯の中に市町村民税課税対象者がいる方
本人が市町村民税課税対象の方

※滞在費及び食費の減免制度を利用する場合、介護保険標準負担額減額認定証を利用者が事業所に対して提示した日より減免することとする。

その他の利用料金

サービスの種類	料金	備考
個人使用の日用品代	実費	本人の希望で購入したもの
特別な食事代	実費	施設の食事・おやつ以外に希望したもの、外食等
理・美容代	実費	業者委託 カット カラー パーマ 等
クラブ活動費	実費	手芸や園芸、書道などのクラブ活動に参加した際の材料費、小旅行の際の交通費等
テレビレンタル代	1日100円	本人の希望でレンタルした時

※おやつ代に関しては、ご希望時(¥100/食)にて請求させていただきます。

※その他の利用料金は、利用した場合のみ徴収する。

※個人使用の日用品に関しては、個人が専用に使用する物を購入した場合にのみ徴収する。

※特別な食事代は、行事等で外食した際の食事代を含む。

送迎実施区域を超える部分の費用

キロ数(片道)	金額	キロ数(片道)	金額
5 km以下	138 円	15 km超～20 km以下	345 円
5 km超～10 km以下	173 円	20 km超～25 km以下	432 円
10 km超～15 km以下	259 円	25 km超～30 km以下	518 円

1 リッター/8 kmで計算

※30 kmを超える場合 8 km毎に 138 円で計算し、km未満は繰り上げるものとする。40 km以上の場合は送迎を行わない。

※ガソリン価格 1 リットル当たり 138 円

資料5

初穂会評議員会議案

1. 予定 予定の調整中(合わない場合みなしとなります)
2. 場所 稲毛こひつじ園交流室 又はみなし議決
3. 議題
第1号議案 令和8年度事業計画(やまゆり含む)

第2号議案 令和7年度補正予算(やまゆり含む)

第3号議案 令和8年度予算(やまゆり含む)

特別養護老人ホーム稲毛こひつじ園短期入所生活介護事業運営規程

第1条 (運営目的)

社会福祉法人初穂会が開設する特別養護老人ホーム稲毛こひつじ園（以下、「事業所」という）が行う短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者（以下「職員」という）が、短期入所生活介護を利用する要介護者に対し、居宅サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話等、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営方針)

- 1 事業所は、利用者一人一人の意思および人格を尊重し、居宅サービス計画に基づき、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。
- 2 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、短期入所生活介護の提供開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 : 特別養護老人ホーム稲毛こひつじ園

所在地 : 千葉市稲毛区萩台町380-2

第4条 (職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は以下のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1名

(併設する特別養護老人ホーム（以下「本体施設」と言う。）と兼務)

事業所の職員の管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 嘱託医（月2日以上） 1名

(本体施設と兼務)

利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員 常勤 2名以上

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (4) 介護職員 常勤換算方法 50名以上

(本体施設と兼務)

各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援し、利用者の心身の状況等に応じて適切な技術を持って、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。

- (5) 看護職員 常勤換算方法 3名以上
(本体施設と兼務)

利用者の健康状態を把握し、医師の指示に従い看護を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上
(本体施設と兼務)

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 栄養士 1名以上
(本体施設と兼務)

栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事の管理及び栄養指導を行う。

- (8) 事務職員 1名以上
(本体施設と兼務)

事業所に必要な庶務及び経理事務を行う。

- (9) 運転員 1名以上
(本体施設と兼務)

利用者の入退所時の送迎等を行う。

第5条 (利用定員)

事業所の利用定員は29名とする。

ユニット数 : 3ユニット

1ユニットの利用定員 : 1ユニット(9名) 2ユニット(10名)

第6条 (サービスの内容)

事業所のサービスの内容は以下のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 日常生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) レクリエーション、行事等のサービスの提供

第7条 (利用料等)

- 1 事業所を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときには、その負担割合の額とする。
- 2 前項のほか、次に掲げる料金の支払いを受ける。(詳細別表)
 - (1) 滞在費及び食費
滞在費及び食費の減免制度を利用する場合、介護保険標準負担額減額認定証を利用者が事業所に対して提示した日より減免することとする。
 - (2) 入退所送迎費用(厚生労働大臣が定める場合を除く)。その他送迎区域外の入退所送迎は、別表の料金表による。
 - (3) 理美容代
 - (4) テレビレンタル代
 - (5) 前各号に掲げるものの他、事業所において提供される便宜のうち、日常生活において係る費用であって施設が負担することが適当と認められるもの以外で、利用者個人が特別に希望して購入したものについて係る費用

第8条 (通常送迎の実施地域)

通常送迎の実施地域は千葉市内とする。

第9条 (入所)

- 1 利用申込は原則として本人が契約している介護支援専門員を通じての申込受付とする。
- 2 利用申込は、契約期間に関わらず、利用開始予定日を含む月の2ヶ月前から行う。
- 3 利用申込後、利用開始予定日の前日13時までに事業所に通知することにより、利用者は料金を負担することなく契約を解除することができるものとする。前日13時までに事業所に通知することなく利用取消しを申し出た場合は、事業所は利用者に対して利用料金表に定める金額を請求できるものとする。
- 4 事業所は、利用申込者の入所に際し、主治医の診断書等により利用者の健康状態を把握し、当施設での生活が可能か健康状態であるかどうかを確認する。

第10条 (退所)

- 1 利用者が利用期間中に医療機関等に入院した場合、短期入所生活介護はその時点で終了とする。
- 2 利用者、保証人及び連帯保証人が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金を滞納した場合には、事業所は10日以内の期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに利用者負担金を支払わないときに限り文書により利用契約を解除することができるものとする。
- 3 利用者は事業所に申し出るにより利用期間中でも退所することができるものとする。この場合の利用料金は実際の退所までの日数を基準に計算する。また、事業者が定められたサー

ビスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、利用者は直ちにこの契約を解除することができるものとする。

- 4 事業所は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを終了することができるものとする。
- 5 事業所は、利用者の著しい不信行為により利用の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により契約を解除することができるものとする。
- 6 利用者が要介護認定の更新で要支援1～2及び要介護1～5に認定されなかった場合、または利用者がほかの介護保険施設に入所した場合、利用者が死亡した場合はこの契約は終了とする。

第11条（サービスの利用にあたっての留意事項）

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規定の概要、短期入所生活介護の職員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

第12条（緊急時の対応方法）

職員は利用者に緊急事態が生じたときは、ただちに施設長に報告し、ご家族に連絡をするともに24時間連絡体制を確保している協力医療機関に連絡をし、病院や診療所等との連携により、健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講じる。

第13条（非常災害対策）

非常災害に適切に対応するために別に定める防災管理規程に基づき災害防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

第14条（身体拘束について）

- 1 認知症等により、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り身体拘束を行う場合がある。その際は利用者及び家族に説明をし、同意を得た上で行うこととする。
- 2 やむを得ず身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名、その他必要な事項について記録として残すこととする。

第15条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 1 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果

について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第16条（記録・情報の取り扱いについて）

- 1 事業所は、サービスの提供に関する記録を作成し、利用契約終了後2年間保管する。
- 2 事業所は、サービスの提供に関する記録を作成した後2年間これを保存し、利用者の求めに応じて必要な範囲内の閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付する。
- 3 事業所は、利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとする。

第17条（その他運営についての留意事項）

- 1 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう適正な勤務体制を整備するとともに、職員の資質の向上を図るための研修の機会をもうけるものとする。
 - (1) 職員全体に対する研修 年1回以上
 - (2) 看取り、身体拘束廃止等に関する研修 年2回以上
- 2 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、これらの秘密を保持すべき旨を雇用時の契約内容とする。
- 4 施設利用中の販売勧誘、宗教活動は禁止とする。

第18条（規程の補足）

この規定に定める事項のほか運営に関する必要な事項については、施設長が社会福祉法人初穂会と協議し定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月20日から施行する。

この規程は、平成30年10月4日から施行する。

この規程は、平成30年12月13日～施行する。

この規程は、令和6年1月7日～施行する。

この規程は、令和8年1月19日～施行する。

(別表) 第7条2項に掲げた料金の詳細

介護保険適用外部分 (1日あたり/負担限度額別)

	食費	滞在費
第1段階	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 300円	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 880円
第2段階	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 600円	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 880円
第3段階①	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 1,000円	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 1,370円
第3段階②	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 1,300円	介護保険負担限度額認定証に記載された額とする 1,370円
第4段階以上	1,600円 (朝 500円・昼 600円・夜 500円)	2,500円

第1段階 : 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護受給者等

第2段階 : 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方

第3段階① : 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円越120万円以下の方

第3段階② : 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方

第4段階以上 : 本人は市町村民税非課税だが、世帯の中に市町村民税課税対象者がいる方
本人が市町村民税課税対象の方

※滞在費及び食費の減免制度を利用する場合、介護保険標準負担額減額認定証を利用者が事業所に対して提示した日より減免することとする。

その他の利用料金

サービスの種類	料金	備考
個人使用の日用品代	実費	本人の希望で購入したもの
特別な食事代	実費	施設の食事・おやつ以外に希望したもの、外食等
理・美容代	実費	業者委託 カット カラー パーマ 等
クラブ活動費	実費	手芸や園芸、書道などのクラブ活動に参加した際の材料費、小旅行の際の交通費等

テレビレンタル代	1日100円	本人の希望でレンタルした時
----------	--------	---------------

※おやつ代に関しては、ご希望時（¥100円／食）にて請求させていただきます。

※その他の利用料金は、利用した場合のみ徴収する。

※個人使用の日用品に関しては、個人が専用に使用する物を購入した場合にのみ徴収する。

※特別な食事代は、行事等で外食した際の食事代を含む。

送迎実施区域を超える部分の費用

キロ数(片道)	金額	キロ数(片道)	金額
5 km以下	138 円	15 km超～20 km以下	345 円
5 km超～10 km以下	173 円	20 km超～25 km以下	432 円
10 km超～15 km以下	259 円	25 km超～30 km以下	518 円

1リッター/8 kmで計算

※30 kmを超える場合 8 km毎に 138 円で計算し、km未满是繰り上げるものとする。40 km以上の場合は送迎を行わない。

※ガソリン価格 1リットル当たり 138 円